

## 平成28年3月 守口市教育委員会臨時会の概要

○ 日 時 平成28年3月1日(火) 午前10時00分～午前10時33分

○ 場 所 守口市教育センター 4階 会議室1

○ 出席者

### 教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 榎 原 恵 理 子

委 員 江 端 源 治

委 員 橋 爪 利 明

教育長 首 藤 修 一

### 事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 指導部長 水田 広茂

生涯学習部長 松 良之 総務課長 藤本 淳司

学校管理課長 瀬尾 邦雄 学校教育課長 廣部 孝徳

生涯学習課長 松原 俊三 スポーツ・青少年課長 阪本 和也

ほか担当職員

○ 審議内容

**議案第16号 守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則案**

**議案第17号 守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則案**

### 【説明要旨】

○事務局 「守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則案」及び「守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則案」につきまして、御説明申し上げます。

今回の規則の一部改正でございますが、12月議会にて可決されました、「守口市事務分掌条例の一部を改正する条例」の改正により、生涯学習部を教育委員会の所管から削除すると共に、生涯学習及びスポーツに関する事務を市民生活部へと移管することに際し、「地方

教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第1項の規定に基づき、「守口市長の職務権限の特例を定める条例」の可決により、スポーツに関すること及び文化に関すること（文化財の保護に関することを除く）が市長部局へ権限が移行されたものの、生涯学習課及びスポーツ・青少年課が所管する事務として、本来教育委員会の権限である社会教育、文化財などに関する事務を市長の補助機関である職員に補助執行させるための一部改正でございます。

まず、議案第16号「守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則案」を御説明申し上げます。

本規則案は、教育委員会事務局の内部組織と規定しております、生涯学習部及びその事務分掌を削除するものでございます。

第2条では表中、生涯学習部が市長部局に移管されるため削除するものでございます。また、生涯学習部の生涯学習課、スポーツ・青少年課及び放課後子ども課の事務分掌を削除いたします。その他、文言整理でございます。

なお、施行日につきましては、平成28年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第17号「守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則案」を御説明いたします。

当規則は、本来教育委員会の権限である社会教育、文化財等に関する事務を市長部局の補助機関である職員に補助執行させるための細部を規定するものでございます。新旧対照表を参照し御説明させていただきます。

中段の第2条、第2項におきまして、市民生活部長及び市民生活部生涯学習課に属する職員に補助執行させる事務を1号から7号まで列挙しております。これらの事務は先ほども申し上げましたとおり、本来教育委員会の権限である社会教育、文化財等に関する事務にあたるものでございます。

次に、同条第3項では、市民生活部長及び市民生活部スポーツ・青少年課に属する職員に、補助執行させる事務を第1号及び第2号に掲げております。第2号に掲げる学校施設の目的外使用に関することにつきましては、現在もスポーツ・青少年課の所管であります、日曜・祝日における学校施設の目的外使用に関するものでございます。

第3条では、事務の専決を指定しております。同条第2項では、市民生活部生涯学習課の事務に関する専決事項を定めております。第1号では、市民生活部長の専決事項、同項第2号では、市民生活部生涯学習課長の専決事項を定めております。

第3項では、市民生活部スポーツ・青少年課の事務に関する専決事項を定めております。  
第1号では、市民生活部長の専決事項、第2号では、市民生活部スポーツ・青少年課長の専決事項を定めております。

第4条は協議に関することを規定しており、市民生活部長の文言と、特に重要または異例に属することは、教育委員会の管理部長、または指導部長と協議しなければならない旨を追加規定しております。

その他の改正は、文言整理によるものでございます。

なお、施行日につきましては、平成28年4月1日とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明であります。よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### 【審議状況】

○委員 第3項第2号の「学校の施設の目的外使用に関すること」でございますが、報告事項1「守口市立学校施設等の目的外使用に関する条例案についての意見」との違いを御説明していただきたいと思っております。

○事務局 学校施設の目的外使用についての御質問でございますが、日曜日と祝日はスポーツ・青少年課、その他平日と土曜日につきましては、学校管理課が所管するというところでございます。

○委員 4月の機構改革により、生涯学習部は市長部局に移る認識をしておりますけれども、教育委員会に残る部分も少なからずある、その線引きについて、もう少し詳しく御説明していただければと思っております。

○事務局 守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の第2条に記載しております内容につきましては、本来教育委員会にあるものと規定しております。

ただ、実際には補助執行ということで、市民生活部生涯学習課に事務を任せることになるのですが、最終決定については、教育委員会が決定していただくことになっております。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

#### ○ 審議内容

報告第1号 守口市立学校の施設等の目的外使用に関する条例案についての意見

## 【説明要旨】

○事務局 「守口市立学校の施設等の目的外使用に関する条例案についての意見」について御説明申し上げます。

この案件は、本来ならば先に教育委員会で御議決をいただくべき案件ではございましたが、特に緊急を要し、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、教育長の専決事項とさせていただきます、守口市議会2月定例会に議会案件として追加で提出させていただいたものでございます。

この度、この3月教育委員会臨時会におきまして御報告をさせていただき、御承認を得ようとするものでございます。

条例の名称でございますが、「守口市立学校の施設等の目的外使用に関する条例」でございます。従来、教育財産の目的外使用につきましては、「行政財産使用料条例」によりまして、他の行政財産と同様に許可等の事務を行ってまいりました。

しかし、教育財産は他の行政財産とは異なり、教育的な配慮が必要であるなど、他の行政財産と同列的に取り扱うことが難しいことや、現在の「行政財産使用料条例」の別表には運動場の使用料の規定が整備されていないこと、また、スポーツ等を行う上では一般的には時間単位で使用するのにも関わらず、そのような金額設定になっていない等があり、今回教育財産の時間貸しの目的外使用に関する規定を整備するため、新たな条例を創設しようとするものでございます。

なお、年間単位で目的外使用する場合は、従来どおり「行政財産使用料条例」によりまして、許可等をするものでございます。

それでは、条例の具体的な内容について御説明申し上げます。

第1条でございますが、この条例の趣旨と守口市立学校や設備等など、語句の定義を定めております。

第2条は、施設等の使用時間を定めたものでございます。午前9時から午後9時まででございます。

第3条は、目的外使用の許可の申請等を規定しております。

第4条は、目的外使用の許可の取り消し等を規定しており、第5条は、使用料の規定でございます。別表を定めることとしております。

別表は、運動場は全面1時間につき880円、体育館は全面1時間につき780円でございます。

いまして、樟風中学校は半面ずつの使用が可能でございますので、半面につき780円でございます。教室は、1教室あたり1時間につき280円でございます。梶中学校と錦中学校の運動場の夜間照明設備を使用される場合は、1時間につき900円でございます。

使用料につきましては、基本的には前納しなければならないと規定させていただいております。

別表の下の備考でございますが、守口市民等（守口市内に居住、在職、または在学する者）以外の者が構成員の2割以上を占める団体の場合、運動場等を使用するときは、それぞれの使用料の10割を加算することとなっております。使用料が倍額になるという規定がされてございます。

第6条は、使用料の還付の規定でございます。

次に、第7条でございます。使用料の減免でございます。市または国、もしくは他の地方公共団体、その他公共的団体が目的外使用をするとき、その他委員会が必要と認めるときは使用料を減額し、また免除することができるという規定を定めております。

次に、第8条は、施設等の変更の禁止の規定を、第9条は原状回復の義務の規定を、第10条は損害賠償を、第11条は権利譲渡等の禁止を、第12条は委任の規定を定めております。

附則でございますが、第1項の施行期日でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2項の「行政財産使用料条例」の一部改正でございますが、この条例の創設に伴い、「行政財産使用料条例」の使用料の別表を削り、その他、文言整理を行うものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

#### 【審議状況】

○原案通り承認